	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	福岡市	デジタル社会の実現に向けた規制緩和	マイナンバーカードによる電子決済手段を用いたタッチ決済サービス 【具体的な事業内容】 ・利用者は専用チャージ機でマイナンバーカードに電子決済手段をチャージ ・市内の飲食店やイベント会場等で、マイナンバーカードを専用端末にタッチすることで決済完了	マイナンバーカードのかざし利用（本人認証における、暗証番号（PIN）の入力を必要としない方法に）は、利用できる環境及び要件が定められており、屋外での利用や決済用途で用いることができない。	＜マイナンバーカードかざし利用クライアントソフト（自治体向け活用情報） 利用できる環境及び要件 ・対面等での利用（対面の環境のほか、管理され監視された施設内や区域内の環境、利用者に貸し出され管理される端末の環境。オンラインや屋外は不可） ・求められる認証強度が低い場面 （以下、略）＞	決済（チャージ）限度額の設定や、利用場所への検証者（事業者や店舗の担当者など）の配置により、紛失や不正利用のリスクを軽減することで、屋外での利用や決済用途で用いることを可能とする。	デジタル庁	マイナンバーカードの「かざし利用」は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第64条の12第2項各号のいずれかに該当する場合に、行うことができます。屋外や決済であることを理由として利用を禁止する規定はなく、同条同項各号のいずれかに該当する場合には、行うことが可能です。 ○　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（抜すい） （電子利用者証明が行われない場合における通知された個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明検証者の義務） 第三十八条の四　利用者証明検証者は、第三十八条第一項の規定により利用者証明利用者が行った電子利用者証明について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行ったことの確認をした後（当該利用者証明検証者が署名検証者であり、かつ、当該利用者証明利用者が署名利用者である場合には、同項の規定により当該確認をした後又は第十九条第一項の規定により当該署名利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行ったことの確認をした後）、当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知を受理したとき（第三十八条第一項に規定するときを除く。）は、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書が第三十四条第一項の規定により効力を失っていないことを確認しなければならない。 ２　利用者証明検証者は、前項の規定による確認を行うに当たり、同項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が個人番号カードに記録されているものであることを確認するための措置として主務省令で定めるものを講じなければならない。 ○　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（抜すい） （電子利用者証明が行われない場合における通知された個人番号カード用利用者証明用電子証明書が個人番号カードに記録されているものであることを確認するための措置） 第六十四条の十二　法第三十八条の四第二項に規定する主務省令で定める措置は、利用者証明利用者からの利用者証明検証者に対する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の通知に用いられた個人番号カードに記録された個人番号カード真正証明検証符号（当該利用者証明利用者が当該個人番号カードが真正なものであることを証明するために用いる符号であって当該個人番号カードに記録されたもの（以下この項において「個人番号カード真正証明符号」という。）と機構の使用に係る電子計算機を用いて作成されることにより対応する符号であって、当該個人番号カードが真正なものであることの証明が当該個人番号カード真正証明符号を用いて行われたものであることを確認するために用いられるものをいう。）により個人番号カード真正証明符号を用いて当該個人番号カードが真正なものであることの証明が行われたことを確認することとする。 ２　前項の確認は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行うことができる。 一　利用者証明利用者が、利用者証明検証者の職員（当該利用者証明検証者が適当と認める者を含む。次号において同じ。）との対面により個人番号カード用利用者証明用電子証明書を通知する場合 二　利用者証明利用者が利用者証明検証者の管理する場所（これに準ずる場所として当該利用者証明検証者が適当と認める場所を含む。）において個人番号カード用利用者証明用電子証明書を通知する場合であって、当該利用者証明検証者の職員が当該通知が行われた際の当該場所の状況を確認できるとき。 なお、ご指摘のマイナンバーカードのかざし利用に係るデジタル庁webページについては改修いたします。
2	長崎県、 株式会社NEXT DELIVERY	自動検知AIシステムを用いたカテゴリーⅡ飛行（レベル3.5）における要件の緩和と複数機運航の実現	ドローンの安全運航の確立と複数機運航の実現による運航コストの低減を実現し、無人地帯に限らず、物流課題を抱えた地域へのドローン配送を早期に社会実装する。	ドローンのレベル3.5飛行においては、航空法第132条の86第２項第２号「当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること」、無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）「機体に取り付けられたカメラにより進行方向の飛行経路の直下及びその周辺への第三者の立ち入りが無いことを確認できること」と定められているため、人が機体に取り付けたカメラの映像を常時監視し、飛行経路の直下及びその周辺に第三者の立ち入りが確認された場合、都度飛行を中止する等的確に対応する必要がある。 このような制度では、人の目視には限界があることから、一人の運航者が一機の運航に集中し、他の運航機体を見れない状態になり、複数機運航による運送コスト低減の障壁となっている。	航空法第132条の86第２項第２号及び 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）5-4(1) d)ウ)（ⅲ） 、5-4(3) c）カ)（ⅲ）	・機体に取り付けたカメラの映像を自動検知AIシステムで常時監視し、一定の落下分散範囲付近への第三者の立ち入りをAIが検知した際に運航者に通知を行い、都度飛行を中止する等的確に対応（一時停止等）することで、人がモニター等で常時監視せずともドローンのレベル3.5飛行の実施を可能とする（可能であれば審査要領等において当該内容を明確化する）。	国土交通省	レベル3.5飛行においては第三者の立ち入りがないことを確認するための手段として機上に搭載したカメラの使用を必須としておりますが、第三者の立ち入りがないことの確認を人間の目により監視するのか、自動検知AIシステムを用いて監視するのかといった方法を特には限定しておらず、現行の審査要領において自動検知AIシステムを用いることを排除しているものではありません。 その上で、自動操縦を前提とした多数機同時運航におけるレベル3.5飛行に係る自動検知AIシステムを用いた監視方法については、「多数機同時運航の普及拡大に向けたスタディグループ」において、来年度以降事業者の実証結果も踏まえた上で、その有用性について官民で議論していく予定としております。

	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
3	千葉市	工業専用地域におけるドローンの飛行に係る人口集中地区の規制緩和	本市臨海部の工業専用地域（本市が指定する地区計画区域を除く。以下同じ）をドローン飛行の人口集中地区（DID地区）から除外することで、当該地域の企業等でドローンを活用した産業施設・設備点検等に係る手続きの手間を削減し、予防保全の取組みの高度化・効率化を図るとともに、ドローン活用のハードルを下げ、点検員の安全確保のためのドローン活用機運の醸成を図る。	航空法施行規則第236条の72	同左	航空法施行規則第236条の72における「地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通大臣が告示で定める区域」として、本市国家戦略特別区域内における臨海部工業専用地域に立地する工場・倉庫・事務所等の産業施設を指定し告示する。	国土交通省	航空法施行規則第236条の72において、人又は家屋の密集している地域を国勢調査の結果による人口集中地区とすることを規定しているが、地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通大臣が告示で定める区域については、航空法の規制の対象となる人又は家屋の密集している地域から除外することとしている。 人口集中地区内の無人航空機の飛行にあたっては、原則飛行許可手続等が必要となるが、地域の実情や安全を確保する上での措置内容等を踏まえ、人口集中地区内の工業専用地域における飛行許可手続を不要とするための要件を検討し、2025 年度中に関係告示を制定することとする。
4	千葉市	工業専用地域におけるドローンの補助者なし目視外飛行の規制緩和	本市臨海部の工業専用地域でドローンの補助者なし目視外飛行を行う場合の経路逸脱防止措置の要件を緩和することで、ドローンを活用した産業施設・設備点検の効率化を図るとともに、ドローン活用のハードルを下げ、点検員の安全確保のためのドローン活用機運の醸成を図る。	無人航空機飛行マニュアル(空港等周辺・150m以上・DID・夜間・目視外・30m)インフラ点検及び設備メンテナンス（プラント保守）を目的とした（場所を特定した）申請について適用	同左	無人航空機飛行マニュアル2-8における「無人航空機が敷地外へ逸脱しないための措置」をジオ・フェンス機能のみとする。	国土交通省	無人航空機飛行マニュアルにおいて、インフラ点検等にあたり無人航空機を飛行させる者が遵守しなければならない事項を規定しており、無人航空機が敷地外へ逸脱しないための措置を適切に講じることを求めているところ。 「無人航空機が敷地外へ逸脱しないための措置」の注釈には当該措置の具体について記載しているが、索による係留は当該措置の一例としてお示ししているものであり、索による係留をせずともジオ・フェンス機能により無人航空機が敷地外へ逸脱することがないようであれば、索による係留は不要であるため、現行のマニュアルにおいて対応可能である。
5	北九州市	宇宙との920MHz帯通信に関する実験試験局の免許取得に係る規制改革	地上では無線局免許が不要である電波法施行規則第6条第4項第2号(1)(四)に規定するテレメータ用、テレコントロール用又はデータ伝送用の特定小電力無線局（920MHz帯）に該当する電波を使用して、地上から人工衛星に開設された無線局に対して通信を行う際は、事前届出を行うことで地上局に係る実験試験局の免許申請を不要とする。	地上で免許不要の特定小電力に該当する電波を地上から上空に向けて発信する場合、ドローンで受信する場合は地上局免許が不要であるが、小型人工衛星で受信する場合は、地上局の免許を申請しなければならず、簡易な免許続きによることもできない。	電波法（昭和25年法律第131号）第6条 電波法（昭和25年法律第131号）第26条第１項 電波法施行規則第６条第４項第２号(1)(四)	実験試験局として地上で免許不要の特定小電力に該当する電波を地上から上空に向けて発信する際、宇宙で受信する場合も地上局の免許申請を不要とする。ただし事前届出は行う。	総務省	電波法施行規則6条第4項第2号(1)(四)に規定する特定小電力無線局から発射された電波の宇宙空間における受信について、他の無線システムに与える影響を慎重に評価した上で、国際的なルールとの整合性も考慮しつつ、電波監理に支障を来さないことを前提に手続の簡略化に向けて検討を行う。
6	東京都	空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム（WPT）設置に係る壁損失規制の適用除外	WPT設備の設置にあたって、既存の運用調整を実施しつつ、壁損失規制を適用除外とする。	WPT設備の設置（無線局の申請）にあたっては、壁等により電波を減衰させる対応が必要となる。	総務省告示第百六十三号第一項第一号	既存のワイヤレス給電無線局開設プロセスに従い、運用調整を実施し、混信・干渉を防止したうえで、920MHz帯のワイヤレス給電無線局について、壁損失規制を適用除外とする。	総務省	920MHz帯は、複数のシステムが周波数を共用しており、各システムの技術基準において送信時間制限等の機能を設けることで、それらのシステムの共用率を高め、多様なシステムの共存を可能としている。 920MHz帯ワイヤレス給電無線局については、壁損失10dBを適用した上で、他の無線局との共用条件及び運用調整する無線局との離隔距離を定めているため、壁損失を適用除外とした場合、他の無線システムに混信等を与える可能性が増加する等、他の無線システムの円滑な利用を阻害する可能性が拡大する恐れがある。 また、壁損失を適用しない場合には、共用に必要な離隔距離が拡大するなど、運用調整の実施が現実的に困難となる可能性が高い。 以上のことから、壁損失を適用除外とすることは非常に困難と考える。